

監査結果の概要	措置内容	措置状況																												
<p>○指摘事項</p> <p>(2) 財産の管理に関する事務</p> <p>ア 債権の管理を適正に行うべきもの</p> <p>神戸市の債権の管理に関する事務処理は、神戸市債権の管理に関する条例（以下「条例」という。）で定められており、債権を適正に管理するため必要な台帳を整備すること（第5条）や、履行期限までに履行しない場合は期限を指定して督促状を発して督促しなければならないこと（第6条）等が定められている。</p> <p>また、債権のうち時効が成立し消滅したものは、不納欠損処分を行い決算値に反映することが必要とされている。</p> <p>私債権は民法の規定により、時効の援用が必要とされるが、時効期間満了後は、条例の規定により債権放棄も可能とされている。</p> <p>財務会計システムから出力される収入未済兼過誤納一覧表には、収入未済調定が記載されているが、次のとおり、債権が適正に管理できていない事例があった。</p> <table border="1" data-bbox="156 1243 869 1393"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>調定内容</th> <th>調定年度</th> <th>件数</th> <th>調定金額</th> <th>収入未済額</th> <th>歳入徴収課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>市有不動産貸地料</td> <td>平成22年度</td> <td>1</td> <td>234,333円</td> <td>234,333円</td> <td>住宅整備課</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>住宅敷地貸地料</td> <td>平成6～23年度</td> <td>13</td> <td>2,444,932円</td> <td>2,444,932円</td> <td>住宅整備課</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>被災者一時使用住宅使用料</td> <td>平成15～20年度</td> <td>6</td> <td>150,600円</td> <td>150,600円</td> <td>住宅管理課</td> </tr> </tbody> </table> <p>①は、配水管取替工事の資材置場として、事業者に貸付（一時使用）をしていた貸地料である。</p> <p>②は、個人に住宅敷地として貸付をしていた貸地料である。</p> <p>③は、火災の発生等により居住が困難となった者に対して、市営住宅等の公的住宅の空家を応急施設として使用許可していた被災者一時使用住宅使用料である。</p> <p>これらの債権は、実査日時時点で、督促日等の情報や債権者との交渉記録等が記載された債権管理台帳が整備されておらず、法的措置等も含めた回収対策が適切に実施できる状況となっていない。</p> <p>また、いずれの債権も私債権に分類されるものであり、調定年度からすると時効満了となっている可能性</p>	No.	調定内容	調定年度	件数	調定金額	収入未済額	歳入徴収課	①	市有不動産貸地料	平成22年度	1	234,333円	234,333円	住宅整備課	②	住宅敷地貸地料	平成6～23年度	13	2,444,932円	2,444,932円	住宅整備課	③	被災者一時使用住宅使用料	平成15～20年度	6	150,600円	150,600円	住宅管理課	<p>③の被災者一時使用住宅使用料については、債務者及び時効調査を実施し、時効が成立しているものについては令和4年度に債権放棄及び不能欠損処理の手続きを行った。</p> <p>また、令和4年4月から市営住宅管理システムを用いて債権管理を行い、システム内で台帳を整備するように改善した。</p> <p>（住宅管理課）</p> <p>指摘のあった債権管理台帳については、滞納の初期段階で対処し、督促等の時効中断事由や納付交渉の記録ができるよう再整備を行い、法的措置等も含めた回収対策が適切に実施できるよう徹底した。</p> <p>また、今後新たな長期滞納が発生しないよう、組織の中で案件を共有し、担当者の引継ぎも含め、適切な対応が取れるように事務を整理した。</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p>
No.	調定内容	調定年度	件数	調定金額	収入未済額	歳入徴収課																								
①	市有不動産貸地料	平成22年度	1	234,333円	234,333円	住宅整備課																								
②	住宅敷地貸地料	平成6～23年度	13	2,444,932円	2,444,932円	住宅整備課																								
③	被災者一時使用住宅使用料	平成15～20年度	6	150,600円	150,600円	住宅管理課																								

令和3年度 財務定期監査（監査対象：建築住宅局）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>があるが、時効成立の調査を含む債権放棄にかかる手続が進められていない。</p> <p>（住宅整備課、住宅管理課）</p> <p>債権管理については、滞納の初期段階での対処方法を構築するほか、見える化の台帳を作成し、督促等の時効中断事由や納付交渉の記録をする必要がある。そのうえで法的措置等も含めた回収対策を実施するべきである。また、債務者や債権の内容等の調査を尽くす必要があるが、それでも不明なものは、条例の規定に基づく債権放棄の手続を進め、不納欠損処分とすることができる。</p> <p>今後の対応、体制だけでなく、そもそもの原因から詰めていかなければ、また同じことが起きる恐れがある。誰が担当し、どこに原因があったか、誰が引継ぎをしなかったか、原因をできる限り調べて今後に活かし、債権の発生から回収までの手立てを構築し、その仕組みを組織として実践するべきである。</p>		

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>○指摘事項</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>ア 助成金の交付決定並びに交付額の確定及び通知を適正に行うべきもの</p> <p>神戸市では神戸市防災福祉コミュニティ（以下「防コミ」という。）育成事業実施要綱に基づき、次の助成を行っている。</p> <p>(ア) 運営活動助成（防コミに対し、会議費その他防災組織の運営に必要な経費及び防災訓練などの防災活動に必要な経費の一部を助成するもの）</p> <p>(イ) 提案型活動助成（防コミに対し、地域の創造力を活かした、地域特性に応じた活動又は他の地域では行われていない先駆的な活動を実施するための経費を助成するもの）</p> <p>(ウ) 防災資機材の整備助成（防コミが防災活動に用いるための消防局長が別に定める防災資機材の整備に対し助成するもの）</p> <p>これらの助成に関しては予防部予防課及び各消防署で事務を分担しているが、聴き取りを行ったところ、(イ)提案型活動助成及び(ウ)防災資機材の整備助成の交付の決定について、それぞれ相手方が事務を行っているという認識を持っており、いずれの所属でも交付決定の決議を行わず、補助金を交付している状態となっていた。（予防部予防課、各消防署）</p> <p>交付の決定を予防課又は各消防署のいずれで行うか整理し、事務を担う所属で交付の決定について適正に決裁の承認を得るべきである。</p> <p>また、(ア)運営活動助成、(イ)提案型活動助成及び(ウ)防災資機材の整備助成のいずれについても交付額の確定及び通知が行われていなかった。（予防部予防課、各消防署）</p> <p>神戸市補助金等の交付に関する規則第16条により、補助事業者から実績報告を受けた場合には、「補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するか否かを調査し、適合すると認めるときは、補助金等の交付額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。」とされて</p>	<p>提案型活動助成及び防災資機材整備助成の交付決定は、必ず各消防署で行うよう、令和4年4月に助成金マニュアルの見直しを行い、助成金研修や会議で周知した。</p> <p>神戸市補助金等の交付に関する規則に基づき、実績報告が提出されれば、交付額の確定決議を行うこと、また、戻入金が発生した際には、確定通知書の送付を各消防署において確実に行うよう、令和4年4月に要綱やマニュアルの見直しを行い、同じく研修や会議で周知した。</p>	<p>措置済</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>いる。そして、交付額の確定に係る手続きについては神戸市補助金等の交付に関する規則の手引きにより次のとおり示されている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>&lt;神戸市補助金等の交付に関する規則の手引き&gt; 資料編 「補助金等の支出に係る手続きの整理について」 ●実績報告および額の確定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金の交付額の確定は、補助事業者等からの実績報告を受けた後に本市が行う旨が定められています（規則第15、16条）。従って、履行確認の段階では実績報告は必須ではありませんが、額確定を行うためには実績報告が必要です。 ※規則第15条第3項に該当する場合を除く</li> <li>・実績報告書により履行確認を行った場合は、履行確認と額確定を同時に行うことも可能です。</li> <li>・規則第16条第2項により額確定の通知を省略する場合でも、省略できるのは「通知をすること」のみであり、補助金額を確定したことの意味決定（決議）は必要です。なお、決議においては、それが「額確定の決議であること」が分かるようにしてください。</li> </ul> <p>実績報告を受けた場合には、交付額の確定を確実に 行うべきである。</p> <p>そして、交付決定と確定額が同額の場合は通知を省略できるが、東灘消防署、兵庫消防署、北消防署、長田消防署、須磨消防署、垂水消防署、西消防署については令和2年度において戻入が生じており、確定の通知を省略することはできない。確定の通知についても、確実に 行うべきである。</p> </div>		
<p>(3) 契約に関する事務</p> <p>ア 次年度以降にわたる契約を適正に行うべきもの</p> <p>次の契約書等において、3月31日の契約期間満了の一定期間前までに当事者の一方から更新拒絶の通知又は契約内容の変更通知がない場合はさらに1年間契約を更新したものとみなし以後これに準ずる旨の条項（以下「自動更新条項」という。）を付した契約を締結していた。</p> <p>(ア) 土地賃貸借契約書（消防通信用設備埋設）、契約書（消防用監視テレビシステムワールドカメラ端末設備のビル屋上賃貸借契約）、土地賃貸借契約書（消防無線中継所）（総務部施設課）</p> <p>(イ) 土地賃貸借契約書（垂水消防団塩屋分団器具庫に</p>	<p>各対象物件に応じて、①毎年、年度ごとに契約書を締結するか、②複数年で契約して法第214条に従い債務負担行為を設定するか、③法第234条の3に規定される長期継続契約の対象となるものについては複数年で「翌年度以降において歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する」旨の条項を付して長期継続契約とするか等、後年度予算の裏付けがない状態で、自</p>	<p>措置済</p>

令和3年度 財務定期監査（監査対象：消防局）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>かかるもの）（垂水消防署消防防災課）</p> <p>（ウ）土地賃貸借契約書（西消防署伊川谷出張所にかかるもの）（西消防署総務査察課）</p> <p>（エ）港島立体駐車場附属小会議室利用に関する協定書、協定書（ポートアイランド北船溜まり消防艇けい留施設の電力供給にかかるもの）（水上消防署）</p> <p>また、次の協定書において、契約の終期が契約上の使用目的のために使用する期間とされる等、契約の終期の定めのない契約をしていた。</p> <p>（オ）賃貸借協定書（航空機動隊の防火活動用地として使用する土地にかかるもの）（警防部航空機動隊）</p> <p>法第232条の3により「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならぬ。」とされている。また、行財政局長より局室区長宛に、「適正な契約事務の徹底について（通知）」（平成20年10月14日行行コ第616号）が発せられており、この通知では会計年度独立の原則のもと、債務負担行為の手続きを経ない場合や長期継続契約の要件に該当していない場合には、年度を超える契約はできないものとされている。</p> <p>後年度予算の裏付けがない状態で、後年度における契約の継続を約束する自動更新条項の設定や期間の定めのない契約を締結することはできない。これは、協定書とタイトルのついた書類であっても、契約書の実質を有する書面についてはその締結により契約が成立したものと取り扱われるものであり、その契約のタイトルに関わらない。</p> <p>①毎年、年度ごとに契約書を締結するか、②複数年で契約して法第214条に従い債務負担行為を設定するか、③法第234条の3に規定される長期継続契約の対象となるものについては複数年で「翌年度以降において歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する」旨の条項を付して</p>	<p>動更新条項の設定や期間の定めのない契約を締結しないように関係機関と調整を行い、適正化を図った。再発防止として、研修等の機会を捉え、都度職員への周知徹底を行っている。</p> <p>指摘事項の対象（ア）～（オ）に対して行った具体的な措置は以下のとおり。</p> <p>（ア）いずれの契約も令和4年度契約から自動更新条項を削除し、長期継続契約に必要な規定を追加した。後年度予算の裏付けがない状態で、自動更新条項の設定や期間の定めのない契約を締結しないよう周知徹底し、適正化に向けて改善を図った。</p> <p>（イ）令和4年4月1日付で新たに建物賃貸借契約書（塩屋分団器具庫）を取り交わし、単年度での契約を締結している。今後も引き続き、年度ごとに契約を締結する。</p> <p>（ウ）令和4年度契約から自動更新条項を削除し、長期継続契約に必要な規定を追加した。後年度予算の裏付けがない状態で、自動更新条項の設定や期間の定めのない契約を締結しないよう周知徹底し、適正化に向けて改善を図った。</p> <p>（エ）いずれの契約も令和4年度契約から自動更新条項を削除し、長期継続契約に必要な規</p>	

令和3年度 財務定期監査（監査対象：消防局）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>長期継続契約とするか、いずれかの方法によるべきである。</p>	<p>定を追加した。後年度予算の裏付けがない状態で、自動更新条項の設定や期間の定めのない契約を締結しないよう周知徹底し、適正化に向けて改善を図った。</p> <p>（オ）令和4年度協定から長期継続契約に必要な規定を追加した。後年度予算の裏付けがない状態で、自動更新条項の設定や期間の定めのない契約を締結しないよう周知徹底し、適正化に向けて改善を図った。</p>	